

5. 受益者負担金(分担金)について

■ 受益者負担金(分担金)とは

下水道は、道路や公園などの他の公共施設と異なり、利用することができるのは下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に限られます。

このため、下水道整備にかかるすべての費用を税金でまかなくなってしまうと、下水道を利用することができる人とできない人の間に費用負担の不公平が生じることになります。

そこで、下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に、下水道建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金(分担金)です。

受益者負担金(分担金)は、多額の下水道建設費をまかなう貴重な財源の一つであり、下水道事業を進めていくうえで大きな役割を果たすものです。

また、受益者負担金(分担金)は、所有の土地に対して一度だけ負担していただくもので、下水道が整備され供用開始区域になれば、実際に下水道を利用するしないにかかわらず必ず納めていただくこととなります。

■ 受益者負担金(分担金)を納めていただく人とは

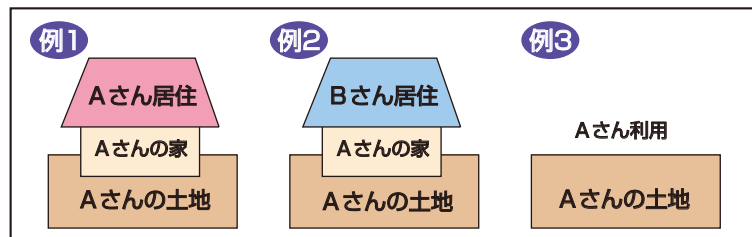
下水道が整備され、利用することができるようになった区域内の土地の所有者を「受益者」といい、負担金(分担金)を納めていただくこととなります。

ただし、その土地に地上権、質権、賃貸借、使用貸借などの権利が長期間にわたって定められている場合には、その権利者が受益者となります(当事者間の話し合いで決めることもできます)。

受益者の一例

土地所有者がその土地を利用されている場合

受益者=土地所有者
受益者はAさん(土地所有者)



権利関係がある場合

受益者=権利者
受益者はBさん(権利者)

